

# 公立学校共済組合和歌山支部事業計画

公立学校共済組合は、全国の公立学校の教職員等を組合員として組織され、東京都千代田区にある本部と、47の支部（都道府県教育委員会に設置）で構成されています。

支部には、諮問機関として「支部運営審議会」が設置され、毎年度の事業計画並びに予算、決算その他支部の所管事務に関する重要事項などを審議しています。

平成28年2月26日（金）に開催された支部運営審議会では、平成28年度の事業計画及び予算について審議し、承認されました。また、南紀保養所（サンかつうら）については、耐震工事等の財源確保が困難であるため、和歌山支部としては廃止（閉館）することとし、公立学校共済組合本部に手続きを始めることとなりました。

## 平成28年度公立学校共済組合和歌山支部事業計画の主な事項

公立学校共済組合の予算については、組合員数の減少や教職員給与の見直し等により、年々減少傾向にあり、限られた財源の中で効率的かつ効果的な保健事業の実施に努める。

また、平成28年1月から社会保障・税番号制度の利用が開始され、平成29年7月からは地方公共団体等との情報連携が開始される予定であることから、各事業に関する事務において個人番号の取得を確実にを行うため準備を進める。

なお、広報全般については、共済手続きについて重点的に行うものとし、効果及び効率を考えた上で広報媒体を選択し、計画的に実施する。

### 短期給付事業

- ・組合員と被扶養者情報の管理及び病気や負傷等に対する医療給付等を含む短期給付について、本部の短期給付システム等を核とした事務的確化・効率化を推し進める。
- ・医療費の適正給付及び抑制を目的として、組合員及び被扶養者あてに「医療費通知」、及び「ジェネリック医療品の利用促進」を引き続き行う。

### 長期給付事業

- ・組合員、年金受給者等に対し、被用者年金一元化後の年金請求手続きなどの必要事項をわかりやすく丁寧に対応するよう努める。
- ・被用者年金一元化後のワンストップサービスに伴う年金相談体制の充実を図る。

### 保健事業

- ・組合員及びその被扶養者の心身両面にわたる健康の保持増進や元気回復等に資することを目的として、健康管理事業（人間ドック、メンタルヘルス相談等）の他、各種の保健事業を行う。特にメンタルヘルス対策に関しては、「心の健康チェック事業」として推進を図る。

### 住宅事業

- ・公立学校共済組合名義の教職員住宅の管理を行う。（新規建設については、平成24年度末を持って廃止となった。）

### 貸付事業

- ・組合員が住宅及び結婚、教育、その他臨時に資金を必要とする場合に貸付を行うとともに、貸付保険事故の防止に努める。

### 宿泊事業

- ・宿泊施設と連携し、組合員の保健、保養又は教養のための、サービス向上と経営改善及び適正な事業運営に努める。

### その他

- ・広報については、適宜必要な時期に行うように努める。
- ・ホームページについては、事務手続きの流れを踏まえたメニュー構成により、わかりやすく丁寧な情報提供を行うように努める。

## 標準報酬制導入に伴う傷病手当金の改正

傷病手当金は、公務外の病気やケガの治療のために連続した3日を含み4日以上仕事を休んで報酬をもらっていないとき、その間の生活保障として1年6ヶ月を限度に支給されます。平成27年9月30日までは無給休職の場合のみ傷病手当金が支給されていましたが、平成27年10月1日から病気休暇中や普通休職中でも給付日額が報酬日額を上回ればその差額が支給されるようになりました。管理職手当、通勤手当、超過勤務手当等の額が多い場合、傷病手当金の算定基礎となる標準報酬月額が高くなり、傷病手当金の支給が発生することが考えられるためご注意ください。

### ● 計算式

$$\text{報酬日額} = (\text{日額で支給される手当等}) \times \frac{1}{\text{勤務を要する日数}} + (\text{月額で支給される手当等}) \times \frac{1}{22}$$

$$\text{給付日額} = \text{標準報酬月額} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3}$$

$$\text{支給決定月額} = (\text{給付日額} - \text{報酬日額}) \times \text{勤務を要する日数}$$

### ● 休職中でも傷病手当金が支給される例

〈前提〉土日が週休日の組合員が病気休職（8割）を取得した場合

平成28年3月1日～3月31日 勤務を要する日23日（祝日1日含む）

【標準報酬月額】 26等級 500,000円

#### ・ 休職中（8割）も支給される給与

（日給で支給される手当等） 給料月額 = 281,200円 地域手当 = 11,760円

（月額で支給される手当等） 教職調整額 = 11,248円 扶養手当 = 12,800円 住居手当 = 20,000円

【報酬日額】  $(281,200\text{円} + 11,760\text{円}) \times \frac{1}{23} = 12,737\text{円}39\text{銭}$  ..... ①

$(11,248\text{円} + 12,800\text{円} + 20,000\text{円}) \times \frac{1}{22} = 2,002\text{円}18\text{銭}$  ..... ②

① + ② = 14,739円 (円未満切り捨て) ..... ③

【標準報酬日額】  $500,000\text{円} \times \frac{1}{22} = \underline{22,730\text{円}}$  (10円未満四捨五入) ..... ④

【給付日額】 ④  $\times \frac{2}{3} = \underline{15,153\text{円}}$  (円未満四捨五入) ..... ⑤

【支給決定月額】 (⑤ - ③)  $\times 23\text{日} = \underline{9,522\text{円}}$

## 入院中の食事代の自己負担額が見直されます

医療機関入院中に提供される食事に係る自己負担額は、現在1食260円で、残りは共済組合が負担しています。この自己負担額が、次のとおり、平成28年4月から段階的に引き上げられます。

### ● 例：65歳未満の場合（1食あたり 640円）

平成28年3月31日まで	共済組合負担額	自己負担額
	380円	260円

### ● 引き上げスケジュール

改正日	自己負担額
平成28年4月1日から	360円
↓	
平成30年4月1日から	460円

